平成２２年（フ）第１６９１号
さいたま市大宮区上小町997番地
破産者　森田　秀巳
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２０号
さいたま市岩槻区城南５丁目２番53―５号、住民票上の住所さいたま市岩槻区大字野孫842番地１
破産者　久保　幸夫
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９１号
仙台市泉区松森字明神35番地の10
破産者　上川名正幸
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
宮城県気仙沼市錦町２丁目５番50号
破産者　熊谷　　理
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４６９号
茨城県水戸市田野町652番地の１
破産者　鈴木　春吉
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６２号
茨城県東茨城郡大洗町磯道87番地、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町959番地の２
破産者　梶間美知子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
茨城県土浦市真鍋６丁目15番22号
破産者　玉沢　光政
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３０号
茨城県つくば市二の宮３丁目９番地４　レガーロつくば803号
破産者　東山　倫己
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目74番地１807号室
破産者　群馬　弘之
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県所沢市若狭４丁目2454番地の５　グレイスメゾン101
破産者　市村　　武
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４３号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1504番地１　鶴ヶ島中新田住宅202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金895番地11　丸本ハイツＡ―101号
破産者　加藤　久三
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４４号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1504番地１　鶴ヶ島中新田住宅202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金895番地11　丸本ハイツＡ―101号
破産者　加藤　節子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６７号
神戸市東灘区住吉本町２丁目７番16号　小原田ハイム401号、従前の住所兵庫県伊丹市荒牧３丁目17番34号
破産者　橋本　昌博
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３８号
神戸市中央区東川崎町６丁目２―24加藤文化201号室、住民票上の住所大阪府守口市西郷通２丁目15番５号
破産者　久富　雅生
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１８号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目２番12号
破産者　泉　　富雄
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１９号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目２番12号
破産者　泉　　絹子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６０号
兵庫県三木市吉川町渡瀬63番地の９
破産者　小西　里美
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
高知県室戸市室戸岬町4399番地１
破産者　坂本　義明
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛206番地５
破産者　天久　一男
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部